

誓約書

（宛先）甲州市長

私は、甲州市お試し移住事業に参加するにあたって当該事業の趣旨を理解し、甲州市お試し移住事業実施要綱第9条及び第10条の規定並びにその他甲州市の指示事項を遵守いたします。

また、同行者にも上記事項の遵守指導を徹底します。

年 月 日

氏 名 ⑩

申請者が未成年の場合

上記_____が申請及び誓約することに同意いたします。

住 所
保護者 氏 名 ⑩
連絡先

※保護者の同意にあたっては、同意する保護者の本人確認書類を添付してください。
※「甲州市お試し移住事業実施要綱第9条及び第10条」は裏面に記載されています。

(裏面)

甲州市お試し移住事業実施要領(抄)

(参加者の遵守事項)

第9条 参加者は、お試し移住事業の参加に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) お試し住宅の利用について善良な管理者の注意をもって行うこと。
- (2) お試し住宅の施設設備及び備品等を毀損又は紛失等した場合は速やかに報告すること。
- (3) 事業参加中は市民としての生活を意識し、地域のルールを守ること。
- (4) お試し住宅の利用終了時は室内を清掃し、次の利用者が使用できる環境を整えること。
- (5) その他事業参加に関し市長が必要と認める事項を遵守すること。

(行為の制限)

第10条 参加者は、お試し住宅において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第8号に掲げる行為に該当する場合であって身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬その他これに相当する動物を飼育するときその他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 体験者以外の者を参加させること。
- (2) お試し住宅を、物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為を行う会場として利用すること。
- (3) お試し住宅を興行の用に供するために利用すること。
- (4) お試し住宅で展示会その他これに類する催しを開催すること。
- (5) お試し住宅を宗教の普及、勧誘、儀式その他これらに類する行為を行う会場として利用すること。
- (6) お試し移住事業参加中において周辺の住民及び市民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (7) お試し住宅の全部又は一部を転貸し、権利譲渡すること。
- (8) お試し住宅において犬、猫その他の動物を飼育すること。
- (9) その他お試し移住事業の参加者としてふさわしくない行為をすること。